

錦江町立大根占小学校 『学校いじめ防止基本方針』

令和8年1月9日改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

2 基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、また、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導と対応に当たる。学校は、児童が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切であり、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。

(1) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(2) 方針

本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（早期発見及び早期対応を含む）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

3 学校及び教職員の資質

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者・関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 「心の教育推進・いじめ対策委員会」

いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「心の教育推進・いじめ対策委員会」を設置する。

イ 役割

いじめの未然防止はもちろんのこと、兆候や懸念の段階から教職員間での共通理解を図り、早期対応に尽力することを目的とする。

ウ 組織構成

いじめ防止基本方針の【組織構成】参照

エ 活動内容

① いじめの早期発見に関すること

（「学校楽しいーと」アンケート調査、教育相談等）

② いじめの防止に関すること

③ いじめ事案の対する対応に関すること

④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童理解を深めること

オ 開催回数及び開催日（緊急開催日を含む）

月1回の職員会議の折に定例会として開催し、いじめ事案発生時には緊急開催する。

(2) いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取組

- ① すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけを行う。
- ② ストレッサー（友人関係にまつわる嫌なできごと、人に負けたくないという過度な競争意識、勉強にまつわる嫌なできごと等）の理解をする。
- ③ わかる授業，すべての児童が参加・活躍できる授業づくりの工夫をするとともに授業中の規律ある言動についても日常的に指導を行う。
- ④ 人権同和教育との関連を図り，人間関係づくり、授業づくり、環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくり
- ⑤ いじめの重大事態に対して，死を悼み，その悲しみを味わうことで生を捉える教育も行う。

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

- ① 定期的なアンケート調査
- ② 定期的な教育相談の実施
- ③ 児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくり
- ④ いじめ問題に関する校内研修を年に数回行うこと

イ インターネットを通して行われるいじめ対策

児童及び保護者が，発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性，その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるよう，情報モラル研修会等を行う。

ウ 特に配慮が必要な児童

- ① 発達障害を含む，障害のある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者をもつなどの海外につながる児童
- ③ LGBTQ に係る児童

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

事実確認の結果は校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。

(2) 事実確認と報告

遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階からの的確に関わりをもつことが必要である。その際，いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

いじめられた児童から，事実関係の聴取を行う。その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え，児童や保護者を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保する。

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。必要に応じていじめた児童の別室対応や，状況に応じた出席停止制度を利用するなどし，いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況によっては外部専門家の協力を得る。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(5) 傍観者への指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) いじめの解消

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

6 重大事態への対処

学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

本校ホームページにて公表し、すべての人が等しく閲覧をできる状態を保持するものとする。

(2) 学校評価等

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

(3) 基本方針の見直し

基本方針は必要に応じて見直し、改定を行う。

8 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を資料として添付するとともに、重大事態の対処にあたってはこれを踏まえる。また、他県等で重大事態として扱われた事例も参考にする。